

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

徳島県麻植郡川島町

2 構造改革特別区域の名称

川島町ふれあい教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

徳島県麻植郡川島町の全域

4 構造改革の特性

川島町は、県都徳島市より西へ約25km、「四国三郎」で知られる清流吉野川の中流南岸に位置し、東西約6km、南北約3kmの細長い地形で、面積約17.69km²の小さな町です。

歴史的には、明治2年、徳島県が設置した3ヶ所の民政所の1つが当町に置かれたことを始めとして、郡役所、裁判所、警察署、税務署、県立の旧制麻植中学校等が設置され、官公庁の町として栄えてきましたが、特に、県立川島高等学校（旧制麻植中学校）が吉野川南岸にある県央唯一の高等学校として置かれたことにより、麻植郡内の学校教育の中核町としての役割を果たしてきました。

町内には、学問から由来する珍しい駅名の学駅があり、毎年受験シーズンになると、全国から受験生や保護者らが入場キップを買い求めに来ることも、有名になっています。

同時に、昭和24年には、他町村に先駆けて小学校内に公民館を設置し、昭和30年には、町村合併を機に、独立した公民館を設置するなど、社会教育にも力を注いできた歴史があります。

さらに、昭和61年には、近畿・中国・四国地区で初の「生涯学習の町」宣言を行い、学校教育と社会教育の強い連携と調和を図りつつ、教育・文化の向上を中心に据えたまちづくりを進めてきました。近年では、川島中学校のコンピュータ教室を活用し、地域住民向けのIT講習をいち早く実施

するなど、学校開放等の取組みを積極的に進めています。

他方、町内の産業を見れば、当町は、その全域が農業振興地域指定を受けた純農村地帯であり、ニンニク・いちご・にんじん・ぶどう等の栽培が盛んですが、近年においては、農業従事者の高齢化が進む一方、その後継者たる担い手が減り、産業構造の変化の波が押し寄せています。

このような中、これからの町の発展を考える上では、麻植郡の中心に位置し、かつ徳島市にも比較的近い地理的条件を活かしながら、町外への若年層の流失を抑えつつ、町外からの転入を促し、若者の定住化を図っていくことが、重要な鍵となっています。

そのための魅力ある町づくりの一環として、平成13年8月には、それまでの教育・文化の町づくりの成果をもとに、健康で生きがいのある町としてのさらなる活性化等を目指し、「クリーン&ヘルス宣言」を行い、全町あげての運動を推進しています。この取組みは、全国的に注目を浴び、平成15年2月には、全国町村会の優良町村表彰を受けています。

なお、麻植郡内では、現在、川島町を含む4町村を合併し、平成16年10月1日付けで市政へ移行するための合併協議が行われています。その「まちづくり計画」の中で、当町の区域は、以上のような町の特徴から、社会的弱者に優しく、子どもを育てやすい環境をもつ「健康・福祉・教育ゾーン」として位置づけられております。

また、各町村の小・中学校の校区については、当分の間、現行のままということが決定されており、同じ市域となる他の中学校については、当面問題はありますが、将来、特区の拡大が必要になれば認定申請をしたいと考えております。

5 構造改革特別区域計画の意義

上述のとおり、産業構造の変化の中、若者の定住化を促進することが、町の活性化のため必要不可欠の課題となっている当町にとって、安心して子どもを育てられる、魅力ある環境を整備することは、喫緊の課題であります。

健康で生きがいのある町づくり等が、当町で成功を収めてきたのも、教育の分野において、地域全体で子どもを育てる長い実践の積み重ねがあったからであり、地域の温かい人情があったからに他なりません。経済社会の流動化の時代にあって、これからの町の活性化を考える上でも、地域で支える教育のこの伝統こそが、魅力ある町づくりの核になるものと考えています。

一方、近年、我が国の教育をめぐる状況としては、社会の変化を背景に、いじめ、不登校や青少年非行の増加等の問題が山積しており、当町の中学校においても、毎年のように各学年において2名程度の不登校生徒が出現するなど、これらの課題を抱えるに至っています。

当町が、その特性を活かしながら、これらの教育課題を克服し、若い世代が安心して子どもを育てられる町づくりを推進していくためには、構造改革特別区域として、町単独で教員を任用することにより、ふれあいに満ちたきめ細やかな学校教育の実現を図るとともに、当該教員を、地域に根ざした教育の推進役として、地域ぐるみの教育のさらなる振興を図ることが不可欠であると考えます。

教育の危機が叫ばれ、学校・地域の連携の中に、その突破口が模索される今日、これらの取り組みは、教育の町たる当町から、全国に向けての、大いなる発信となるものと確信します。

また、これらの取り組みが成功すれば、将来、当町の区域において若者の定住化が図られ、地域が活性化していくという意義があることは勿論ですが、当町と同様、合併を目指している小規模の市町村に対して、合併へのインセンティブが働くといった効果も期待できると考えております。

6 構造改革特別区域計画の目標

教育の営みは、一人ひとりの子どもの人格と向き合い、その成長を支え導いていくものであり、その本質は「ふれあい」にあると考えます。

当町の構造改革特別区域は、「ふれあい」をキーワードに、学校教育において、子どもたちの抱える問題にきめ細かく対応すると同時に、地域における世代を超えた人々の交流を促進し、安心して子どもを育てられる町づくりを通じて、町全体の活性化を目指すものです。

保育所・幼稚園・小学校と少人数で指導してきた成果を活かしていくことは勿論ですが、町内2つの小学校から入学する中学校では、今まで少人数に慣れてきた子どもたちが、いきなり40名近い多人数になることへの戸惑いや不安を抱えている状況があります。それら子どもたちの持つ不安を解消することと、中学校においても、生涯で一番重要な時期と位置づけ、少人数学級を実施し、生徒のもつ悩みやいじめ、不登校などの課題に、次の4つの「ふれあい」を柱として取り組むこととしております。

(1) 教師と子どものふれあい

～少人数学級編成によるきめ細やかな教育～

中学校の各学年において、1学級30人を上限とする少人数学級編制を行うこととし、これに伴い追加的に必要となる教員を、町単（町費負担）で任用します。

これにより、少人数による教育が行われている小学校から、中学校という新しい学習環境への円滑な移行を図るとともに、生徒一人ひとりに目が行き届くきめ細やかな指導により、いじめ、不登校等の生徒指導上の課題等への対応の充実を図ります。

《 具体的な取組み 》

中学校教育においては、町内2つの小学校で学習してきた成果を、いかに伸ばしていくかが問われます。特に、数学、理科等の授業においては、学年ごとに内容が濃くなり、難しくなってきます。子どもたちが、授業についていけず不登校になるのも、丁度この時期と重なります。こうした子どもたちが発するシグナルを見逃さないためには、日常的に子どもと接し、学級という集団の中で一人ひとりの子どもが、どのように協力し合い、あるいは反発し合いながら人間関係を結んでいるかを十分把握し、指導することが可能な学級担任の存在が極めて重要です。

子どもたちにとっても、補助的な教員が自分のことを見てくれていると思うのと、緊急時においても駆けつけてくれる学級担任である教員が自分のことを見てくれていると思うのでは、子どもの受け止め方が大きく異なります。又、保護者の抱く安心感も大きく異なります。

例えば、教師と保護者間における子どもに関する連絡のやり取りにしても、多人数学級においてきめ細かく行うことは実質的に無理ですが、少人数学級の特色を生かし、教師と保護者がいつでも連絡がとれる体制を整えておき、問題行動等の生徒のシグナルが見受けられた場合、直ちに対応できるようにしてまいります。こうしたことにより、少人数学級において、学級内で孤立するような子どもが出てくる場合に、いち早くサポートすることが可能となります。

また、各教科学習においても、子ども同士が教えあうといった協同学習が求められていますが、より効果的な協同学習を行うため、子ども一人ひとりの性格や総体的な学力を把握している学級担任と教科担任との連携を図っていきます。そうすることによって、個々の教科における理解や習熟と総体的な学力の関連や、子ども一人ひとりの性格を教師集団として把握することができ、目の行き届くきめ細やかな指導が可能と

なります。

さらに、学力不足から不登校にならないよう、基礎的な学力の向上を目指して夏休みや冬休みを利用し、子ども一人ひとりの理解や性格に応じたカリキュラムを組み、補習授業を行うこととしております。

[解 説]

人口逡減地帯である川島町の2校の小学校については、少子化の影響により各学年とも1学級当たりの児童数は概ね30人程度又はそれ以下となっており、実態としては、すでに、少人数による教育が行われている状況があります。町内の小学校は、こうした少人数クラスの特徴を活かし、きめ細やかな指導を行っています。

一方、中学校においては、2つの小学校を卒業した生徒を併せて1校で受け入れることになり、その結果、県の学級編制基準では、今後、長期にわたり、1学級の生徒数が40人に近い多人数学級が生じることとなる見込みです。

小学校において、少人数によるきめ細やかな指導を受けていた生徒が、中学校という新しい環境へ移行する際の負担を小さくするため、また、思春期を迎える多感な時期の生徒が発する様々なシグナルを見逃さないようにするためにも、担任という責任を持つ立場の教師が一人ひとりに目配りが可能な少人数学級編制を行うことは、大いに効果的です。

(2) 地域のふれあい

～地域に根ざした教育～

(1)により任用される町費負担教員は、当町で採用され、当町内の学校のみで教職経験を積むこととなる唯一の常勤教員です。

町費負担教員は、こうした特徴を活かすとともに、学級担任として、県費負担教員と対等な立場に立つことにより、学校における地域学習や体験学習の実質的な推進役として、地域学習・体験学習等の授業の充実を図り、ふるさとを愛し、地域を担う人材の育成を推進します。

生徒たちが、学校の授業を通じ、地域の人々の温かい人情に触れることは、「ふれあい教育」を進める上でも、大きな意義を有します。

また、町費負担教員は、学校内に止まらず、地域との連携の結び目としての役割を果たします。

これにより、地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもを育てる町づくりを、より一層、推進します。

《 具体的な取組み 》

子どもたちの成長の中で、地域のことを学習することは、最も大切なことでもあります。当町には、山と川に恵まれた豊かな自然と、阿波文化の発祥地といわれる、古い歴史や戦国時代の城跡など文化財がたくさんあります。

また、町内には、養護老人ホームなどの老人保健施設や商店、企業等もあり、これらを教材に取り入れた次のような体験学習を計画しております。

ボランティア活動など社会奉仕に関わる体験学習

- ・老人ホーム、乳児保育所など福祉施設の訪問、介護、保育体験
- ・リサイクル活動
- ・環境美化活動（清掃、植樹等）

自然に関わる体験活動

- ・身近な地域や公園などの自然を生かした探究活動

職場や就業に関わる体験活動

- ・地域の企業や事業所などでの体験活動

文化や芸術に関わる体験活動

- ・地域に伝わる文化や芸能、伝統工芸等の聞き取りや伝承活動

交流に関わる体験活動

- ・姉妹町としての交流事業（北海道余市郡仁木町との中学生同士

の交流、毎年1月末に修学旅行を兼ねて、北海道へ行き仁木中
学生と一緒にスキー等を通して交流を図っています。)

- ・川島高等学校の生徒と合同音楽祭を毎年開催して交流

自己と向き合う体験

- ・トライングワンセルフの開催等

以上のような体験学習を計画しておりますが、こうした体験学習を
実践する中で、改めてふるさとの良さを認識し、地域を担う子どもた
ちの育成を図りたいと考えております。

また、地域と学校との連携を図る推進役として、地域で育ち、地域
のことを熟知した町費負担教員の方がより効果的であると考えます。

[解 説]

市町村立小中学校の教員の大部分を占める県費負担教職員は、県
教育委員会を任命権者とし、その人事異動の範囲は県下全域に及ん
でいます。

このため、従前より、地域に根ざした教育を推進する上で核とな
る教員を得るのが難しいといった問題があり、また、得られたとし
ても、その取組みの半ばにして、核となる教員が他の市町村へ異動
してしまうケースも多くありました。

これに対し、町費負担教員は、町内での人間関係を既に有し、町
内の学校に根を下ろして教育活動を行う者であり、任用した教員が
学級担任を受け持ち県費負担教職員と対等な立場に立つことによ
り、地域学習及び体験学習の核となることができます。

現行制度では、通常、町が任用する非常勤の教員ではできない次
のようなことも、常勤であれば可能となります。

- ・学級担任として、自ら学校内外での行事等の企画立案ができ、
生徒が参加するための、引率指導ができる。(地域学習・体験学
習遠足など)
- ・地域学習やPTA活動などで、保護者及び外郭団体との話し合
いや交渉窓口となることができる。

- ・ 授業時間外に多く行われている保護者会やPTAの会合などで、地域活動等の取り組みや計画案などについて、意見交換をすることが可能となり、また、保護者から子どもの進路についての相談にも応じることができる。
- ・ 生徒会の運営、文化活動やボランティア活動などの指導ができる。
- ・ 精神的な不安を持った子どもたちの悩みや、相談に応じ、その解決法を探るため、家庭訪問を行い関係機関との連携についても、責任を持って緊密にあたることができる。
- ・ 地域活動の担い手として、いろいろな指導案を作成することができる。

(3) 親子のふれあい

～地域で支える家庭教育～

町費負担教員は、町教育委員会の補佐として、地域のボランティア団体等と連携を図り、週末における学校開放行事の主催や、地域主催行事への協力等を通じ、親子のふれあいの場の提供等を推進します。

これにより、教育の原点である家庭教育を地域で支える体制づくりに資することが可能となり、安心して子どもを育てられる環境の実現を図ります。

《 具体的な取組み 》

親子竹馬づくり、藍染体験など、地域のボランティア団体に依頼して、親子がふれあう行事などを計画し、土曜日等を実施していますが、最近では、親子で参加できる行事等が少ないだけに、好評を得ていません。

[解説]

川島町では、町内のボランティア団体が、土曜日に、昔の遊び道具づくりなど、親子でふれあう行事を主催しています。

学校週5日制の施行や、共働き家庭の増加等を背景に、親子のふれあいの場を提供していくことは、今まで以上に重要となっています。

地域の実情に通じた町費負担教員が任用されれば、町教育委員会の補佐として、親子のふれあい行事等を主催するボランティア団体との連携をはじめ、学校・家庭・地域連携の推進役となり、地域における家庭教育支援機能の向上にも資することになります。

(4) 世代間のふれあい

～地域人材(高齢者等)を活用した学校教育～

当町には、地域の産業や文化の継承者として、古くから町を支え、優れた知識・技術を有する多くの人材がおり、これらの人々から、さまざまな、郷土の知恵を子どもたちに伝承していくことは、豊かな心を育てていく上で、大きな効果を上げるものと期待されます。

同時に、子どもたちに自らの体験を伝える機会をもつことは、地域の人々にとっても、生きがいを得ることとなるものであり、これらを通じ、世代間の交流が促進され、町に大きな活力をもたらせることとなります。

《 具体的な取組み 》

当町では、平成14年度から、総合的な学習の時間を利用して、町教育委員会に登録した「ふるさと講師」を招聘し、文化の伝承、特技等を、子どもたちに教えてもらっております。

特に農業分野で、実習田を利用した野菜づくりにおいて、種まきから収穫まで、子どもたちは講師の指導を受けながら、育てる楽しさ、収穫の喜び、食物の大切さを学んでいます。

他にも、三味線や琴、昔の遊び道具などを教える「ふるさと講師」がいますが、昔を知らない子どもたちにとって、昔の遊びやふるさとの歴史・由来などを生きた教材、地元の人々の声や技を通じて学び、改めて自分のふるさとの良さを認識するいい機会となっています。

[解 説]

平成14年度からの新しい学習指導要領では、各学校が、それぞれ独自に内容を創意工夫して授業を進める「総合的な学習の時間」が新たに設けられており、地域の人々の参加による学習や、地域の自然や施設を積極的に活かした学習などをはじめ、多様な学習が展開されています。

川島町教育委員会では、地域のボランティア等による「ふるさと講師」の登録を行っており、「ふるさと講師」は、総合的な時間に、昔の文化伝承、特技等の講師として招聘され、児童生徒にふるさとの良さを伝えたり、技術の伝承を行ったりしています。

「ふるさと講師」等に相応しい地域の人材を発掘し、これら人材を最大限に活用して、多様な授業を展開していくためには、いろいろな「ふるさと講師」になれる人材のバンクを構築していくこととしております。

以上のように、当町で計画を進めている、「ふれあい教育」を実施していくためには、構造改革特別区域法による〔(810)市町村費負担教職員任用事業〕の認定を受けることが必要です。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

町費負担教員の任用により、上述の目標が達成された場合、次のような経済社会的効果が得られるものと期待しています。

- (1) 学校教育における基礎基盤の定着、生徒指導上の問題等の解消が図られる。
 - ・ 個々を大切にした教育を展開し、学力の基礎を固めることができる。
 - ・ 教師と子どもたちの信頼関係が密になり、学習意欲の高揚が図られる。
 - ・ 精神力を養い、協調性を育て、5年後をめどに潜在的ないじめ、不登校を半減させることができる。

(2) 学校教育と社会教育の連携の促進、地域における教育活動の活性化が図られる。

- ・ 町費負担教員が学校と地域とのパイプ役を果たし、地域活動、体験学習を通じて社会教育や生涯学習と連携した教育活動を推進し、地域社会を担う人材の育成を図ることができる。

(3) 世代を超えた交流の促進と、生きがいのある町づくりの充実が図られる。

- ・ 古くから町を支え、優れた知識、技術を有する多くの人材たちに登録してもらった「ふるさと講師」が郷土の知恵を子どもたちに伝承することにより、子どもたちの豊かな心を育てるとともに、地域の高齢者にとって、生きがいをもたらすものであり、町費負担教員がコーディネーターとなり、世代を超えた対話、交流等を通し町の活性化を図ることができる。

(4) 子どもを生み育てやすい環境の実現が図られる。

- ・ 当町のふれあい教育の実践が効果を上げて定着すれば、教育に熱心で、いじめがない地域として評価が高まり、安心して子どもを生み育てたいという環境が実現すると考えます。

(5) 若者の定住化の促進が図られ、又は若者の他町村への流出傾向を防ぐことができる。

- ・ 教育に熱心な地域であるとの評価が高まることにより、当町において子どもを生み育てたいと考える若者が増えることが期待でき、若者が定着し、当町の町づくり計画の中で、10年後をめどに若年人口の流出に歯止めをかけることができ、町の活性化を図ることができる。

8 特定事業の名称

市町村費負担教職員任用事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその事業を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 「ふるさと講師」登録事業

町費負担教員が、地域に根ざした多様な授業を展開するに当たり、活用できる地域の人材バンクを構築する。

別紙

1 特定事業の名称

番 号 8 1 0
特定事業の名称 市町村費負担教職員任用事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

川島町教育委員会

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画認定の日

4 特定事業の内容

1. 事業の主体 川島町教育委員会
2. 事業の区域 川島町の全域
3. 事業の実施期間 構造改革特別区域計画認定の日以降
4. 事業の内容 川島町教育委員会が町内に数名いる教員資格を持った者の中から、公募により、中学校のニーズに応じた町費負担教員を任用し、川島中学校に配置して、地域学習の推進役としての役割を担いつつ、学級担任にも充当する（1学級30人以上となった学年の学級数を1学級増やして編制。平成15年度は1名、平成16年度～19年度は2名を採用）

5 当該規制の特例措置の内容

川島町教育委員会では、現在、保育所、幼稚園、小学校まで、ほぼ30人程度又はそれ以下の少人数学級を編制し、きめ細やかな教育・指導を行い、成果を上げてきました。生徒一人ひとりに目が行き届くきめ細やかな指導を行うことで、小学校から中学校という新しい学習環境への円滑な移行を図ることと、いじめ、不登校等の生徒指導上の課題等への対応の充実

を図るとともに、学校教育における地域学習や、体験学習の推進役として地域学習や体験学習等の授業の充実を図り、地域を担う人材の育成を推進するために、川島中学校において、1学級30人を上限とする少人数学級を編制し、より一層きめ細かい教育・指導を行うものであり、それに伴い追加的に必要となる教員を、町費負担で任用するものです。

これにより、当町の子どもたちが、ふるさとを愛し、地域を担う人材の育成の推進と安心して子どもを育てられる町づくりで、当町の活性化を図って行くものです。